



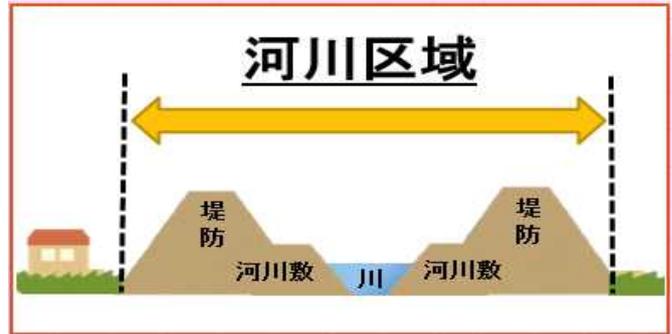
雄物川上流

No. 324 発行日 令和5年3月31日
国土交通省 東北地方整備局
湯沢河川国道事務所 十文字出張所
〒019-0522
横手市十文字町字西上38-3
TEL 0182-42-0109
FAX 0182-42-2881

河川法24条 ご存じですか？

河川区域の土地は勝手に独占的に利用はできません。洪水からまちを守るためのみんなの土地です。

原則、一般の方が自由に利用できますが、排他的・独占的に利用（占用）する場合には河川法の許可が必要となります。土地の占用に関する法律、これが河川法第24条です。



許可が受けられるもの 許可が受けられないものとは??



許可が受けられる主なもの・・・ 土地占用は公共または公益性の高いものに利用されるのが原則です。

例えば、許可の対象になるのは公園・運動場のように一般の利用に供されるものや、橋のような社会生活に必要なものとなります。



河川公園



運動場

許可が受けられない主なもの・・・ 基本的には個人が継続して独占し、利用するような行為については許可されていません。

例えば、許可なく新たに畑をつくったり、小屋を設置した場合です。河川法24条の違反行為となります。

第24条に違反した場合は次の是正処置をとります。

- ◆注意看板や文書により是正指示をします。
- ◆行政代執行
自主撤去の是正処置に応じない場合、強制的に撤去することもあります。



十文字出張所へ
ご連絡ください。

編集後記

この時期は雪解けが進み、河川の水かさが増します。急に暖くなった時や雨が降った時は気象情報や河川情報に注意しましょう！！
十文字 かわこ